

## 制度概要

長崎市中小企業エコ資金保証（略称：長崎エコ資金）		
目 的	長崎市内の中小企業者に対して、環境問題に積極的に取り組むための必要な資金調達を円滑にすることにより事業所と環境との調和を図り、もって中小企業の振興と市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	長崎市内に住所(法人の場合は登記簿上の所在地)を有し、市内で同一事業を1年以上継続して営み、市税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①公害防止施設の整備及び移転をしようとするもの。 ②長崎市環境保全条例又は公害関係法令等により改善措置の勧告、命令を受け改善しようとするもの。 ③電動車等を事業車として購入しようとするもの。 ④工場又は事業所の緑化若しくは屋上緑化をしようとするもの。 ⑤新エネルギー及び省エネルギー設備を導入しようとするもの。 ⑥雨水・再生水利用システム設備を導入しようとするもの。 ⑦廃棄物リサイクル設備を導入しようとするもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の処分を業として行う者を除く。) ⑧ISO14000シリーズ認証又はエコアクション21認証の資格を取得しようとするもの。 ⑨ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現に取り組もうとするもの。 ⑩その他、市長が特別に認める整備及び設備等を導入しようとするもの。	
対象資金	保証の対象のいずれかに該当する設備の導入等に必要な資金	
保証条件	貸付限度額	<u>保証の対象①から⑧、⑩に該当する場合</u> 2,000万円以内 <u>保証の対象⑨に該当する場合</u> 6,000万円以内 <u>※上記合算で一企業6,000万円以内とする。</u> ただし、対象事業費を限度とする。各種補助金は自己資金とし、対象事業費から除く。
	保証期間	運転資金 7年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置 1年以内)
	返済方法	元金均等返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	年1.40%
保証料率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	長崎市が全部を補助する。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、佐賀銀行、北九州銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①長崎市中小企業エコ資金申込受付通知書(市長認定書) ②設備等の見積書 ③市税の納税証明書(未納がない旨のもの) ④その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	保証申込の前に長崎市の認定手続きが必要。	
実 施 日	平成12年4月1日 創設 <span style="color: red;">(令和 4年 4月 1日 最終改正)</span>	